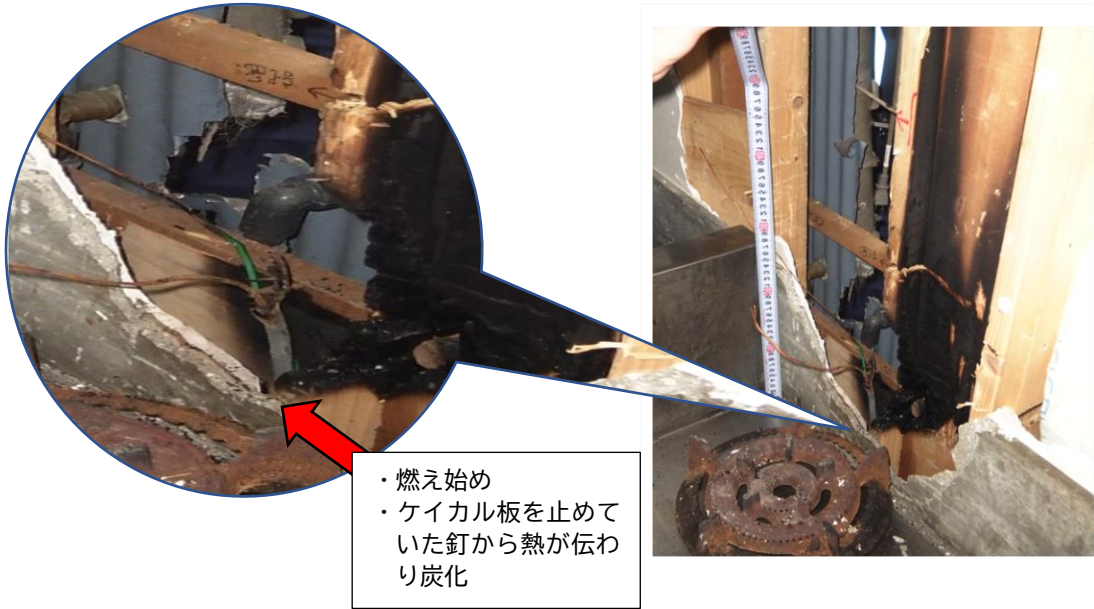


厨房設備からの火災を防ぐために…京都市火災予防条例による指導事項

飲食店等の厨房設備に接する壁の内部が長期間にわたり熱せられて炭化し、出火する場合があります（低温出火）
厨房設備の工事の際には、京都市火災予防条例に基づき、厨房設備と建築物等の可燃物との間に、火災予防上安全な距離（離隔距離）を保つ等の適切な施工をすることが必要です

また、厨房設備に付属する排気ダクトや排気フードについても、同条例により設置基準が定められています



(1) 厨房設備と可燃物との間には離隔距離が必要です

下記のア～ウのいずれかに適合させてください

ア 京都市火災予防条例 別表第1(第3条の4関係)に定める離隔距離を保つ

例：14kw以下のガスコンロと建築物等の可燃物との間に、周囲に15cm、上方に100cmの離隔距離を設ける

イ 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準（平成14年3月6日消防庁告示第1号）により得られた離隔距離を保つ

燃焼試験により、室温を35度とした場合の燃焼機器周辺の可燃物の表面温度が100度を超えない距離とすることもできます（燃焼試験の結果の提出が必要です）

ウ 設備や器具に定められている離隔距離を保つ（京都市火災予防条例第18条の2・第23条の2）

燃焼機器が防火性能評定品である場合、貼付されているラベルに記載された離隔距離とすることができます

ガス機器防火性能評定品			
可燃物からの離隔距離 (cm)			
上方	側方	前方	後方
以上	以上	以上	以上
一般財団法人日本ガス機器検査協会			

防火性能評定ラベル（表示銘板）の例

※ラベルの「可燃物からの離隔距離」の可燃物とは、建築物の可燃性の構造部分及び可燃性の物品をいう

(1) のア～ウにより離隔距離を保つのが難しいとき、京都市火災予防条例に適合させるための施工方法について

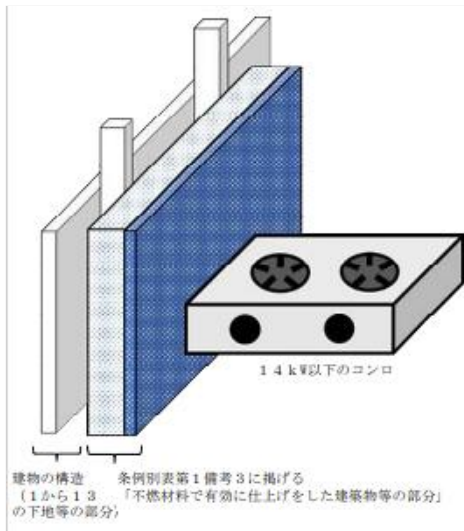
(2) ガスコンロの入力が14kw以下の場合の厨房設備の施工について

下記のア又はイのいずれかに適合させてください

・・・京都市火災予防条例 別表第1 (第3条の4関係) 備考3

ア □ 厨房設備の火気に面する部分を、不燃材料で有効に仕上げた建築物等の部分に適合するよう施工する

…京都市火災予防条例運用基準 第3条【解釈及び運用】5 (1) ア (ウ) 参照



火気に面する部分を次のいずれかの仕様で仕上げたもの 施工イメージ図(1～10は省略)

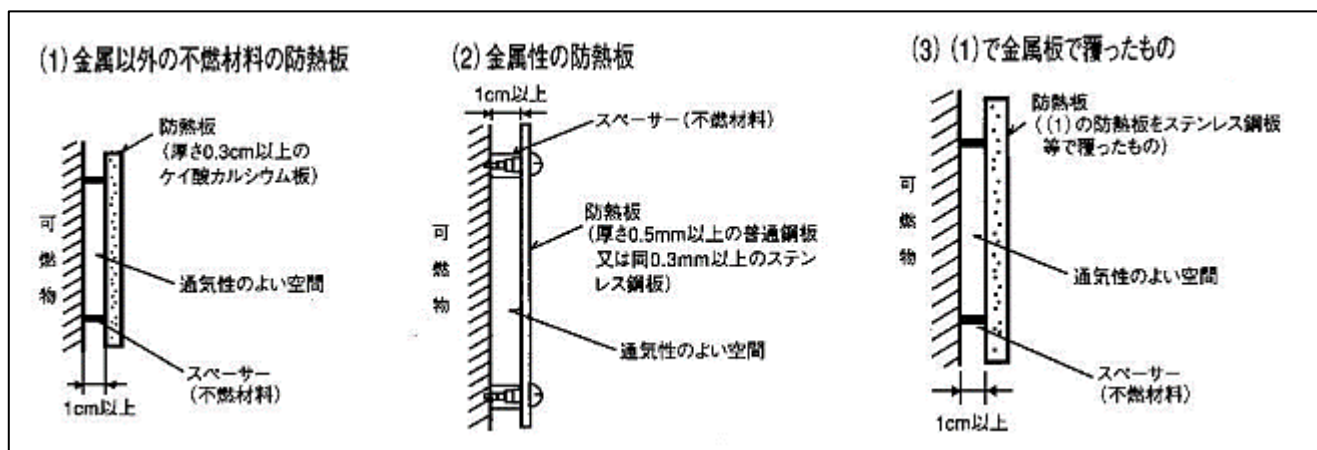
- 1 1 厚さが12mm以上のせっこうボードの上に垂鉛鉄板を張ったもの
- 1 2 厚さが25mm以上のロックウール保温板の上に垂鉛鉄板を張ったもの
- 1 3 1から12と同等以上の防火性能を有するもの

(例:厚さが12mm以上のせっこうボードの上に、当該せっこうボードを短期加熱、湿気、衝撃等から保護するための不燃材料(化粧けい酸カルシウム板、ステンレス板、キッチンパネル等)を張ったもの)

イ □ 厨房設備の火気に面する部分に、防熱板を設置する

…京都市火災予防条例運用基準 第3条【解釈及び運用】5(1)ア(エ)参照

<防熱板の施工の例>



上記(2)ア又はイのいずれかの施工により可燃物との離隔距離を、上方80cm、側方0cm、後方0cmとすることができます

…京都市火災予防条例 別表第1 (第3条の4関係) 備考3 参照

(1) 及び (2) の施工ができない場合、例えば既存の厨房の改装で上記の離隔距離を保つ施工が難しい場合や厨房設備(火気設備)の入力が大きい場合の施工方法について

(3) ガスコンロの入力が14kw超の場合の厨房設備の施工について

…京都市火災予防条例運用基準 第3条【解釈及び運用】5本文参照

例えばガスコンロの入力が14kwを超えるとときの離隔距離は別表第1では、上記に分類されないものとなり、使用温度が300度未満の厨房設備では、上方・前方に100cm、側方50cm、後方に50cmの離隔距離が必要となります

この離隔距離を確保するのが困難な場合には、京都市火災予防条例第3条第1項第1号本文に基づいて、火気設備(厨房設備)に面する部分に一定の防火対策を講じた構造とすれば、離隔距離を要しないことができます

◎ガスコンロの例で示してはいますが、この建築物の構造によれば、他の火気設備・器具に対しても、離隔距離を要しないこととなります

火気設備が面する壁体を下記のア又はイのいずれかに適合させてください

ア □ 不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の構造が耐火構造であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料で造ったものである場合

(すべての構成材料が準不燃材料である耐火構造の壁で、表面を不燃材料で仕上げたもの)

イ □ 不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の構造が耐火構造以外であって、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったもの(有効に遮熱できるものに限る。)である場合 ◆

(すべての構成材料が不燃材料である準耐火構造の壁で、仕上げをする場合は不燃材料のみで仕上げたもの)

<京都市火災予防条例に適合させて、低温出火を防ぐ工事のポイント>

◎既存の外壁の内部、火気に面する側に新たに壁を造る等の方法があります

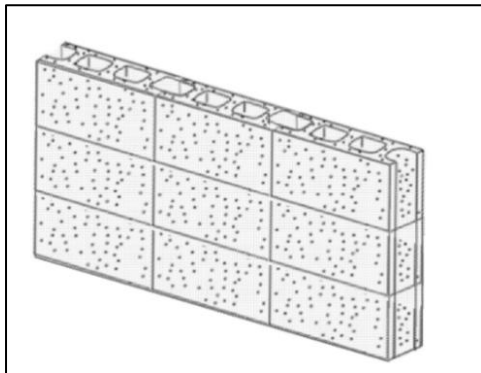
(◆は、すべてが「不燃材料」である準耐火構造の壁と同等の構造とすることを示す)

◆平成12年 建築基準法改正による

◎間仕切壁だけでなく、火気設備に面する部分がカウンターやテーブルコンロ等の場合も同様です

<離隔距離を要しない建築物の構造の一例>

※火気設備(厨房設備)側の仕上げは不燃材料に限る

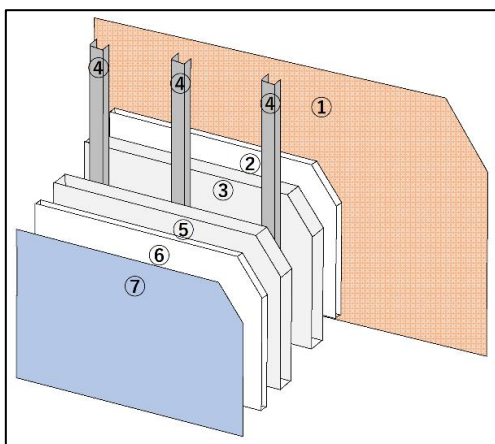


・耐火構造の壁の一例

厚さ7cm以上のコンクリートブロック

◎ブロックを積んで塗装等(不燃材料)で仕上げの場合もあります

◎各構造については建築基準法に基づく告示を参照



・準耐火構造の壁の一例

注※②~⑥すべてが不燃材料であること

① 既存の壁等

② 厚さ9mm以上のせっこうボード★

③ 厚さ12mm以上のせっこうボード

④ LGS(軽量鉄骨)

⑤ 厚さ12mm以上のせっこうボード

⑥ 厚さ9mm以上のせっこうボード★

⑦ SUS(ステンレス板) (仕上げは不燃材料)

◎準耐火構造の壁の一例のうち、②から⑦により(◆)の構造となります

注:★不燃材料として国土交通大臣の認定をうけたものに限る(通常は準不燃材料)

◎その他にも、間柱をLGSとし、その両側に不燃15mm以上のせっこうボードを張ったもので、仕上げを不燃材料にする等の例がある

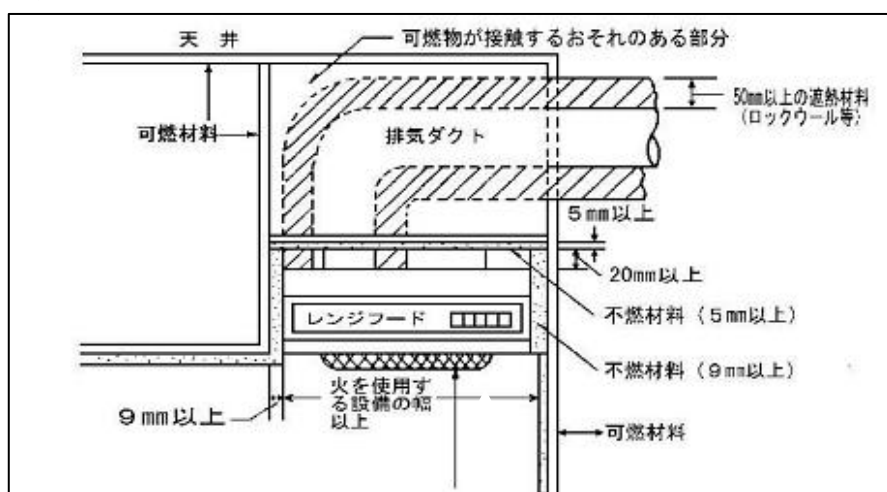
(4) ガスコンロ上部の排気ダクト及び排気フードについて

…京都市火災予防条例運用基準 第3条の4【解釈及び運用】3参照

下記のア～ウのすべてに適合させてください

- ア □ 排気ダクト及び排気フードは容易に腐食しない鋼板又はこれと同等以上の性能及び強度を有する不燃材料でつくること（ステンレス鋼板や亜鉛鉄板などの材質）【解釈及び運用】3(1)参照
- イ □ 排気ダクト等は可燃物から10cm以上の離隔距離を保つこと
（ただし次の(ア)又は(イ)を選択することもできます）
- (ア) □ 可燃性の部分を厚さ5mm以上の不燃材料で被覆した場合（隠ぺい部分を除く。）は当該部分と排気ダクトの間の距離を5cm以上10cm未満とすることができる
- (イ) □ 排気ダクト等をロックウールやケイ酸カルシウム保温材などで厚さ50mm以上被覆する措置等を講じた場合は距離を10cm未満とすることができる【解釈及び運用】3(3)参照

<排気ダクトをロックウールで遮熱する場合の施工の例>



ウ □ 排気ダクトは他の用途のダクト等と接続しないこと

【解釈及び運用】3(5)参照

(5) 油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備の排気ダクトについて

下記のア及びイに適合させてください …京都市火災予防条例運用基準 第3条の4【解釈及び運用】4参照

- ア □ 排気中に含まれる油脂等の付着成分を有効に除去できる装置を設けること (グリス除去装置)
(グリスフィルター・グリスエクストラクター・アクアクリンシステム等)

ただし □ 排気ダクトを用いず、排気フードから直接屋外に排気を行う構造のものはこの限りでない

同条【解釈及び運用】4(2)参照

- イ □ 排気ダクトへの火炎の伝送を防止する装置を設けること (火炎伝送防止装置)

同条【解釈及び運用】4(4)参照

(防火ダンパー・自動消火装置・アクアクリンシステムと自動消火装置を併設したもの等)

ただし

- 排気ダクトを用いず、排気フードから直接屋外に排気を行う構造のもの
- 排気ダクトの長さから判断して火災予防上支障がないと認められるものはこの限りでない
（ファン停止用スイッチが厨房設備から5m以内かつダクトが厨房室内に露出で長さ等に条件あり）
（ダクトの条件） ・ 厨房室から直接屋外に出る水平部分4m以下のダクト
・ 耐火構造の共用排気ダクトに接続されている水平部分が2m以下のダクト

同条【解釈及び運用】4(5)参照

(火炎伝送防止装置)のうちには、自動消火装置としなければならない対象物があります

(ア) 特定防火対象物で延べ面積が1000㎡以上のもの（小規模特定用途複合防火対象物を除く）

(イ) 上記に掲げるもののほか同一厨房設備の入力の合計が350Kw以上のもの

ただし □ 排気ダクト等の構造又は設置状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものは、この限りでない（排気ダクトが厨房室から他の部分を経由せず、直接屋外に単独で排気している場合をいう）

同条【解釈及び運用】4（7）参照

◎ 規制の対象とならない規模の防火対象物であっても、焼肉店等における下方排気方式の焼肉テーブル等の厨房設備については、排気ダクト内に自動消火装置の設置指導を実施しています

同条【解釈及び運用】4（7）参照

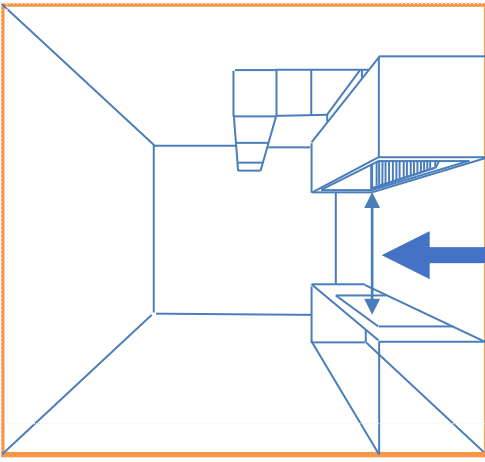
参考：火を使用する設備等の設置の届出が必要な防火対象物(抜粋) …京都市火災予防条例第56条・火災予防規則第11条参照

(4) 厨房設備（京都市火災予防条例第3条の4第1項第2号エ（ア）及び（イ）に掲げるもの並びに※排気取入口から排気ダクトが立ち下がっているものに限る。）

◎※焼肉店等に設置されているテーブルで客が調理できる厨房設備のうち、下方に排気する方式の排気ダクトが該当し、自動消火装置の有無にかかわらず、ダクトと可燃性物品の離隔距離や不燃材料による被覆等の図面審査や埋設前の確認を行います

(6) 厨房設備の火源と排気フードに付属するグリス除去装置の距離について

…京都市火災予防条例運用基準 第3条の4第2項（第3条第1項1号の準用）【解釈及び運用】参照



厨房設備の火源とグリス除去装置には次に掲げる離隔距離が必要です◇

◇グリス除去装置（グリスフィルター等）と火源との離隔距離

◎電気を熱源とするものは別途規定あり

厨房設備	グリス除去装置	
	グリスエクストラクター	左記以外のもの
条例別表第1が適用されるもの	45cm以上	100cm以上
上記以外のもの		120cm以上
プロイラー等多量の油蒸気が発生するもの		

…京都市火災予防条例運用基準 第3条の4【解釈及び運用】5参照

◎グリスフィルターからの距離が適用除外の調理器具や設備もある（コンベクションオープン等）ため注意が必要です

消防用設備設置指導と一連の事項となる厨房設備の改装等の場合については、防火対象物使用・変更届により消防指導センターで対応します

…京都市火災条例第55条・火災予防規則第10条参照

(7) 防火対象物使用・変更届出書に添付が必要な資料について

(1) ~ (6) について必要な資料を添付

- 付近見取図、敷地内配置図、平面図等
- 建物の構造、壁面の施工状況、内装表、フードやダクトの材質
- グリス除去装置（グリスフィルター等）や火炎伝送防止装置（防火ダンパー等）の承認図
- 厨房設備の配置が分かる平面図、厨房機器図、機器リスト表（入力合計含む）、可燃物との離隔距離
- ダクト経路図（材質、可燃物との離隔距離 10 cm 以上またはロックウール被覆措置 5 cm 以上等を記入）
- 設置する消防用設備等の位置を平面図・天伏図等に記入した図面
- その他の必要な資料
- 厨房設備の届出が必要な場合には、別途、提出することが必要です
- 同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が 350 KW 以上となる場合は、京都市火災予防条例第 3 条の 4 第 2 項（第 3 条 2 項を準用）に基づき不燃区画にしなければなりません

(8) その他

当該資料はガスコンロの例示ですが、火気設備・器具の種類に応じてそれぞれ離隔距離が定められていますので注意が必要です（炭火焼き器の場合・電気を熱源とする IH コンロの場合等）

◎施工例については仕様規定で示していますが、性能規定に基づき施工することも可能です

◎「京都市火災予防条例運用基準」については、京都市消防局のホームページにおいて全文を公開しています。

<参考>

京都市火災予防条例 別表第 1（第 3 条の 4 関係）

区分					離隔距離 (cm)				
					上方	側方	前方	後方	
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込み型こんろ又はキャビネット型こんろ (いずれもグリル又はグリドルが付属するものを含む。)	入力が 14 キロワット以下のもの	100	15 注 4	15	15 注 4
				据置型レンジ	入力が 21 キロワット以下のもの	100	15 注 4	15	15 注 4
		不燃		組込み型こんろ又はキャビネット型こんろ (いずれもグリル又はグリドルが付属するものを含む。)	入力が 14 キロワット以下のもの	80	0		0
				据置型レンジ	入力が 21 キロワット以下のもの	80	0		0
	固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器		100	50	50	50
		不燃				80	30		30
	上記に分類されないもの				使用温度が 800 度以上のもの	250	200	300	200
					使用温度が 300 度以上 800 度未満のもの	150	100	200	100
					使用温度が 300 度未満のもの	100	50	100	50

備考 1 「気体燃料」、「液体燃料」及び「固体燃料」とは、それぞれ気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの及び固体燃料を使用するものをいう。

2 不燃以外の欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。

3 不燃の欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

4~6 (略)

7 注 4 の欄の離隔距離は、機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。

8 (以下略)